

三重県企業国際展開推進協議会 第3回企画運営委員会

議事次第

日時：平成27年2月2日（月） 15時30分～

場所：三重県勤労者福祉会館 4階 第3教室

開会あいさつ

- 1 平成26年度の国際展開事業の取組について（報告）
資料1-1、1-2、1-3、1-4
- 2 ふるさと名物応援事業補助金（地域ネットワーク活用海外展開支援事業）の活用
について
資料2
- 3 平成27年度の国際展開事業（案）について
資料3
- 4 その他

三重県企業国際展開推進協議会「第3回企画運営委員会」出席者名簿

氏名	団体名	役職	出欠
井野 和正	三重県商工会連合会	戦略室長	出
吉良 大嗣	独立行政法人日本貿易振興機構 三重貿易情報センター 《平成26年12月より交代》	所長	出
後藤 陽	三重県信用金庫協会	桑名信用金庫 常務理事・融資部長	出
坂本 康隆	株式会社第三銀行 《平成26年8月より交代》	執行役員 営業本部副本部長	出
佐久間 裕之	三重県中小企業団体中央会	会長	出
中川 勝敬	三重県アセアンビジネスサポートデスク	野村証券株式会社 津支店長	出
西場 康弘	三重県経営者協会	専務理事 兼事務局長	出
西村 訓弘	国立大学法人三重大学	副学長 (社会連携担当)	出
藤本 和弘	三重県商工会議所連合会	専務理事	出
南川 勤	三重県中小企業家同友会	理事	出
森本 眞之	株式会社商工組合中央金庫 津支店	支店長	出
山崎 計	株式会社百五銀行 (兼 三重県中国ビジネスサポートデスク)	国際営業部長	欠
山本 博也	株式会社三重銀行	常務取締役 常務執行役員 営業統括部長	出
永田 慎吾	公益財団法人三重県産業支援センター	常務理事兼 事務局長	出
廣田 恵子	三重県	雇用経済部長	出

(敬称略/五十音順) 出席：14名

平成26年度の国際展開事業の取組について

1 アメリカ

1) 訪問日程

平成26年8月24日(日)から8月30日(土)

2) 訪問都市

ワシントン州シアトル市、テキサス州サンアントニオ市

3) 参加者

17名(県内企業・三重大学・三重県)

月日	都市	主な訪問先
8月24日(日)	ワシントン州	中部国際空港発
8月25日(月)	シアトル市	<ul style="list-style-type: none"> 航空宇宙関連企業(ボーイング社)訪問 サウスシアトルカレッジ(SSC)訪問 ワシントン大学医学部訪問 ワシントン州政府訪問 MOU締結式県・三重PRレセプション(伊賀牛のプロモーション同時開催)
8月26日(火)		<ul style="list-style-type: none"> フレッドハッチンソン癌研究所訪問 WBBA(Washington Biotechnology & Biomedical Association/ライフサイエンス分野の産学官の支援団体)訪問 現地の航空宇宙関連企業・団体との交流会
8月27日(水)	テキサス州 サンアントニオ市	<ul style="list-style-type: none"> ベア郡政府訪問 工業団地(ポートサンアントニオ)訪問 航空宇宙関連企業(GDCテクニクス社)訪問 サンアントニオ市政府訪問、LOI締結式、公式夕食会
8月28日(木)		<ul style="list-style-type: none"> サウスウェスト研究所訪問 テキサス大学サンアントニオ校訪問 ライフサイエンス関連企業(バイオブリッジグローバル社)訪問 自動車関連企業(トヨタ・モーター・マニュファクチャリング・テキサス及びビューテックス社)訪問
8月29日(金)		サンアントニオ空港発
8月30日(土)		中部国際空港着

2 アセアン(タイ・マレーシア)・インド

1) 訪問日程

平成26年9月7日(日)から9月13日(土)

2) 訪問国(都市)

インド(ニューデリー、バンガロール)、タイ(バンコク)、マレーシア(クアラルンプール)

3) 参加者

100名(県内企業・三重大学・三重県)

月日	国(都市)	主な訪問先
9月7日(日)	インド (ニューデリー)	中部国際空港発 ・在インド日本大使館訪問
9月8日(月)		・インド商工会議所連合会(FICCI)意見交換 ・インド連邦政府(商工省・外務省)訪問 ・現地企業(Imperial Auto Industries Ltd.)訪問
9月9日(火)	インド (バンガロール)	・カルナタカ州政府訪問、MOU締結式 ・在バンガロール領事事務所ブリーフィング ・ジェトロ・バンガロール事務所ブリーフィング ・バンガロール日本商工会意見交換
9月10日(水)		・現地ICT企業(インフォシス社)訪問 ・日系ICT企業(ソニー・インディア・ソフトウェア・センター社)訪問 ・現地企業(INDO-US MIM Tec 社他2社)訪問 ・ビジネスセミナー・交流会 ・インド科学大学院大学(IISc)訪問 ・カルナタカ州政府主催夕食会
9月11日(木)	タイ (バンコク)	・タイ投資委員会(BOI)訪問 ・現地高級スーパー(セントラル・フード・リテール社)訪問 ・現地旅行会社(トランザ・グループ)訪問
9月12日(金)	マレーシア (クアラルンプール)	・マハティール・ビン・モハマド元首相との会談 ・イオンマレーシア「三重県フェア」 ・イオンアジア・イオンマレーシア意見交換 ・コングロマリット〔複合企業〕(ベルジャヤ・グループ)訪問 ・現地旅行会社(アップルパッケージング&コンベンションズ社)訪問
9月13日(土)		中部国際空港着

3 台湾

1) 訪問日程

平成26年11月5日(水)から11月8日(土)

2) 訪問都市

台南市、台北市

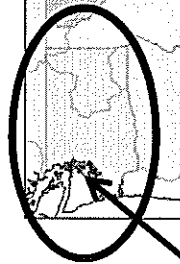
3) 参加者

15名(食品加工分野の県内企業・三重大学・ジェトロ・三重県)

月日	都市	主な訪問先
11月5日(水)	台南市	中部国際空港発
11月6日(木)		・南台科技大学訪問 ・台南市周辺企業との個別商談会 ・台南サイエンスパーク、企業訪問
11月7日(金)	台北市	・台湾での日本製食品の販売ルート等の調査 ・台北市周辺企業との個別商談会 ・台湾政府経済部工業局長、台日産業連携推進オフィス(TJPO)執行長、市政府幹部等との夕食会
11月8日(土)		中部国際空港着

アメリカとの産業連携の目的

- アメリカは、世界最大の市場であると同時に多くのイノベーション企業活動等が行われており、三重県の有する航空宇宙、自動車、工作機械等のものづくり技術、航空宇宙やライフサイエンス分野における特区等の強みを生かした交流・連携により、県内企業の取引拡大や外資系企業誘致を進める上で、適切なパートナー。
- 数多ある地域の中で、人口増加率全米第1位のシアトル市が立地するワシントン州、アメリカの経済誌において「全米で最も急成長している都市」の一つに選ばれたテキサス州サンアントニオ市をパートナーとして、産業連携を推進。両地域は、航空宇宙、ライフサイエンス、自動車など産業構造においても共通点がある。



シアトル市

全米No1の
人口増加率

<ワシントン州概要>

州都はオリンピックであるが、規模・経済の面での中心都市はシアトル。ボーイングの製造拠点多ある他、マイクロソフトの本拠地であり、スターバックスの発祥の地。2013年の人口増加率が全米第1位。

(1)面積 172,189km²

(2)人口 670万人(2010年時点)

(3)知事 ジェイ・インスリー氏(男性)

(4)主要産業 航空宇宙、ライフサイエンス、医療、情報通信技術、ワインなど



サンアントニオ市

全米で最も急性長
している都市

<サンアントニオ市概要>

全米で7番目に大きな都市。フォードにより、全米で最も急成長している都市の一つに選ばれている。近年、2003年にはトヨタ自動車の生産拠点(トヨタ・モーター・マニファクチュアリング・テキサス)が立地。

(1)面積 1,067km²

(2)人口 約130万人(2010年時点)

(3)市長 アイビー・テイラー氏(女性)

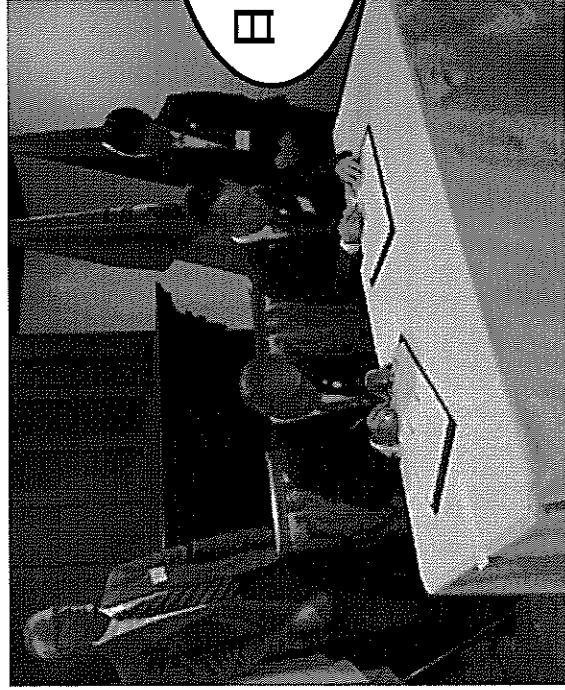
(4)主要産業 航空宇宙、ライフサイエンス、医療、自動車、情報通信技術、エネルギー、観光 など

2014年8月の経済ミッションの派遣、トップセールス①行政間の連携

- ワシントン州政府との間で、産業連携にかかる覚書(MOU:Memorandum of Understanding)を締結。
- サンアントニオ市政府との間で、産業連携にかかる基本合意書(LOI:Letter of Intent)を締結。
- 両地域は三重県との連携に高い関心があり、いずれも日本の自治体としては初めて、産業連携にかかるMOU、LOIの締結に至った。
- また、締結にあたっては、「紙切れで終わることが無いように、具体的なアクションを進めていきましよう！」と、三重県との連携への高い意欲が示された。

ワシントン州とのMOU締結

2014年8月25日、ワシントン州シアトル市にて



日本の自治体で
初めて

(左から、ワシントン州商務部・カルフーン上級マネージン
グデイレクター、ワシントン州・オーウェン副知事、三重県・
鈴木知事、三重県雇用経済部・廣田部長)

サンアントニオ市とのLOI締結

2014年8月27日、テキサス州サンアントニオ市にて



(左から、サンアントニオ市・テイラー市長、三重県・鈴木
知事、ベア郡・ウルフ議員)

MOU、LOIの締結による行政間での連携を基盤として、
今後、大学間や企業間での具体的なアクションを継続して進める。

2014年8月の経済ミッションの派遣、トップセールス②航空宇宙

- ・ ワシントン州では、ボーイング社副社長へのトップセールス、現地の航空宇宙関連企業等との交流会を実施。
- ・ ボーイング社では、「ボーイング社は生産性向上につながる技術シーズを幅広く探しており、自動車産業等で培った県内企業の技術に可能性があること。」「初等レベルからの人材育成に関心を持っていること。」など、今後の県施策に関わる重要な示唆があった。
- ・ 参加した県内企業からは、ボーイング社への訪問や交流会を通じて、「現地の関係者と連絡先の交換ができたことで、海外展開へのきっかけを掴むことができた。」「現地のニーズを確認することができたことで、今後の技術開発や事業展開の方向性を確認することができた。」など、今後の取引につながるなどの期待の声があった。

ボーイング社副社長へのトップセールス

2014年8月25日、ワシントン州シアトル市にて



航空宇宙産業を牽引する
企業へトップセールス

現地の航空宇宙関連企業等との交流会

2014年8月26日、ワシントン州シアトル市にて



航空宇宙産業を牽引する
企業郡とのネットワーキング

(左から、ボーイング社・パスカイヤー副社長(新技術等担当)、三重県・鈴木知事)

(県内企業からのプレゼンの様子)

県内企業の海外企業との取引成約、海外からの企業誘致につなげるため、
ビジネスマッチングや投資環境セミナーなどの取組を進める。

2014年8月の経済ミッションの派遣、トップセールス③航空宇宙

- ワシントン州で、ボーイング社等からのニーズを踏まえた人材育成を行っているサウス・シアトル・カレッジ(SSC)と、来年度からの具体的な人材育成プログラムの実施に向けて、三重大学・地域戦略センター(RASC)が基本合意書(LOI:Letter of Intent)を締結。

SSCとのLOIの締結

2014年8月25日、ワシントン州シアトル市にて



(左から、三重県・鈴木知事、RASC・西村センター長、SSC・クイリンスキ上級ディレクター)

<SSCについて>

- SSCは、ボーイング社など現地の航空機分野の製造業界と太いパイプを有する人材育成機関。ボーイング社等からのニーズに基づく職業訓練や特殊技能の育成を実施。

航空宇宙産業を支える 人材育成機関との連携

LOIにおいて、以下のプログラムを来年度から実施することを約束。

- ①SSCからの講師派遣
- ②RASCでのSSC特別講座の開設
- ③相互のインターン制度の開設
- ④相互の短期留学制度の開設

来年度から具体的な人材育成事業に着手する。
愛知県、岐阜県にも門戸を開き、中部地域の航空宇宙産業の発展に貢献することを目指す⁴

2014年8月の経済ミッションの派遣、トップセールス④ライフサイエンス

- ・ ワシントン州では、現地のライフサイエンス(医療機器、製薬など)の業界団体であるWBBA(The Washington Biotechnology & Biomedical Association)へのトップセールスを行い、展示会を活用したマッチング、相互へのミッション派遣などに向けた検討を進めることとなった。
- ・ サンアントニオ市では、現地の有力企業であるバイオブリッジグローバル社へトップセールスを行い、三重県をフィールドとした共同研究や三重県を含むアジア地域への進出についての関心が示されたことから、国際会議やミッション等の機会を利用するなどした連携・交流を続けて行くこととなった。

WBBAへのトップセールス

2014年8月26日、ワシントン州シアトル市にて



ライフサイエンス産業を 牽引する団体・企業へ トップセールス

バイオブリッジグローバル社へのトップセールス

2014年8月28日、テキサス州サンアントニオ市にて



<WBBAについて>

- ・ WBBAは、ワシントン州においてライフサイエンス分野の産業振興を目的に設立された産学官の支援団体です。現地のライフサイエンス分野の企業、ワシントン大学、フレッドハッチソンン癌研究所、ワシントン州商務部などを含め、会員数は約650。

<バイオブリッジグローバル社について>

- ・ バイオブリッジグローバル社は、約700人を雇用し、生体組織の分析や臓器移植に関するドナー確保にかかる事業を行う企業。業界団体や企業との間で、展示会・国際会議、ミッションなどを活用した連携・交流を進める。5

(左から、三重県・鈴木知事、バイオブリッジグローバル社・マイヤーズ代表)

2014年8月の経済ミッションの派遣、トップセールス⑤「食」

- 食の流通拡大を目的に、ワシントン州のシアトル総領事公邸において、伊賀牛のプロモーションを実施
- 伊賀牛の生産者団体として海外へ展開するのは今回が初めてであり、全米第2位の生産量を有するワシントン州のワインとのコラボレーションでメニューを提案し、好評を博した。
- 価格面での課題はあるが、食味に対しては、現地のバイヤー等から「驚きを伴う非常に良好な結果」との評価をいただいた。

伊賀牛のトップセールス

2014年8月25日、ワシントン州シアトル市にて



伊賀牛を初輸出

現地バイヤー等の評価
「驚きを伴う非常に良好な結果」
「他方で、価格面には課題があり。」

(ワシントン州・オーウェン副知事に、伊賀牛をトップセールスをする三重県・鈴木知事)

シアトル市は日本産和牛が今まで商業的に入っていないこともあり、先行者として今後着実な展開を図る。また、他地域でもシアトル市での結果を踏まえた展開を図る。

2014年8月の経済ミッションの派遣、トップセールス⑥大学間の連携

- ワシントン州では、世界トップレベルであるワシントン大学との間で、三重大学医学部がMOUを締結。今後、学生や研究者の人材交流、ライフサイエンス分野の共同研究の検討を進めることとなった。
- サンアントニオ市では、サイバーセキュリティなどの工学分野で全米トップレベルにあるテキサス大学サンアントニオ校を訪問し、医療情報データベースの活用に関するトップセールスを行い、今後の連携のきっかけとした。

ワシントン大学医学部とのMOU協定

2014年8月25日、ワシントン州シアトル市にて



世界トップレベル
の大学と連携

テキサス大学サンアントニオ校へのトップセールス

2014年8月28日、テキサス州サンアントニオ市にて



全米トップレベル
の大学へ
トップセールス

(左2番目から、三重県・鈴木知事、ワシントン大学医学部・コスグロブ副学部長、三重大学・西村教授)

<ワシントン大学について>

- ワシントン大学は、世界の大学ランキングにおいて上位レベルに位置づけられることが多く、特に医学分野は高く評価されており、USニューズ&ワールド・レポートの大学院・専攻別ランキングでは、医学大学院のプライマリケア部門、看護大学院が、全米第1位評価を得ている他、これまでにノーベル生理学・医学賞受賞者を3名輩出している医療研究の世界のトップランナー。

<テキサス大学サンアントニオ校について>

- テキサス大学サンアントニオ校は、米国7番目の大都市サンアントニオでは最大かつトップレベルの州立大学。ライフサイエンスにも関係する工学（高度可視化技術、電子顕微鏡、サイバーセキュリティなど）の分野で、全米でトップレベル（サイバーセキュリティ分野では全米で第1位（2014年））。

トップレベルの大学と連携・交流を進めることで、三重県の教育機関のレベルアップ・魅力向上を図る。7

2014年8月の経済ミッションの派遣、トップセールス⑦研究開発

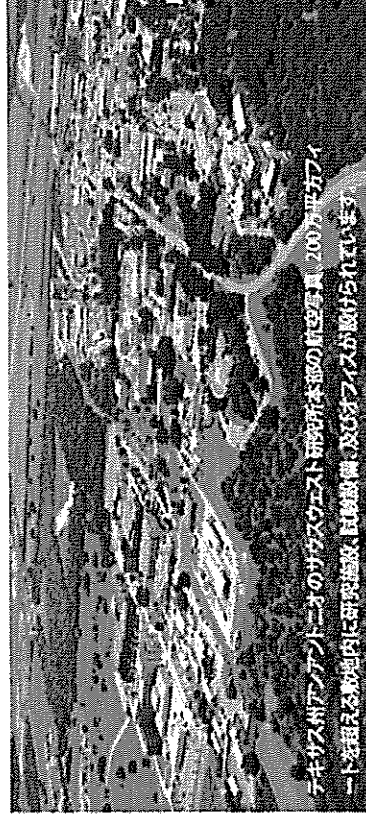
- 内企業の技術向上、高度人材育成を促進するため、1947年創立の全米で最も歴史があり、かつ最大規模で高度な研究能力を有する独立非営利の研究開発(R&D)機関であるサウスウェスト研究所を訪問。
- 今後、航空宇宙、ライフサイエンス分野を中心に、県内企業の技術の高度化によるビジネスチャンス
の拡大に向けて、同研究所とのマッチングの機会を作っていくこととなった。

サウスウェスト研究所への訪問

2014年8月28日、テキサス州サンアントニオ市にて



トップレベルの研究機関との連携



(サウスウェスト研究所について説明をするサウスウェスト研究所・ダウニング副代表)

- <サウスウェスト研究所>
- 約3,000人の研究者を擁し（日本では（独）産業技術総合研究所と同等規模）、年間約600億円規模の受託を官民（概ね半々の割合）から受ける研究機関。
- 航空宇宙分野やライフサイエンスを含めて幅広い分野で受託研究を行っている。
- 独立非営利の機関であることから、実費のみで研究委託を出来ることや、知財は委託元に全て帰属するといった特長を有する。また、連邦政府からの委託研究を長年受託してきたことから、多様な研究設備が整い、活用可能な知財を有する。

県内企業の技術の高度化によるビジネスチャンスの拡大に向けて、
同研究所とのマッチングの機会を作っていく。

2014年9月のサンアントニオ経済ミッション団の来県

- 2014年8月27日に締結したLOIIに基づく具体的なアクションとして、サンアントニオ市の経済ミッション団が、2014年9月25日に来県し、県内企業との取引拡大や企業誘致を目的として、県内企業等を対象としたセミナー・交流会、企業訪問、知事表敬などが行われた。
- サンアントニオ市のレイ・ロペス議員と三重県知事の間で、相互の産業連携の重要性をあらためて確認した他、県内企業等とサンアントニオ市の経済団体等とのネットワーキングの機会となった。

知事表敬

2014年9月25日、三重県庁にて



(左から、サンアントニオ市・ロペス議員、三重県・鈴木知事)



セミナー・交流会
2014年9月25日
四日市市内にて



セミナーに参加した県内企業等から、今後はサンアントニオ市の企業とのマッチングなどを要望する声もあり、今後は企業間のビジネスマッチングなど、企業間の取引拡大をより進める取組を進める。

アセアン・インドミッション概要 (インド・ニューデリー) 9/8



シタラマン 商工大臣
(写真左)と意見交換を行う鈴木知事



シン外務次官(写真左)と意見交換を行う鈴木知事



ビルラ会長(写真中央)レーラン共同代表(写真左)と意見交換

●インド連邦政府との意見交換

1. ニルマラ・シタラマン 商工大臣 兼 財務・企業問題大臣
 ・インド政府も日本企業の進出を支援
 ・中小企業の技術の高度化が遅れている、三重県の中小企業の高い技術に期待
 ・中小企業がICETTの研修により環境技術を習得することで若者の雇用を増やしていきたい
 2. スジャータ・シン 外務次官
 インド全土を視野に様々な展開をしてほしい
 ICETTとの連携など人材交流を積極的に進めてほしい

●インド商工会議所連合会(FICCI)との意見交換

- シッダールタ・ビルラ 会長、ロヒット・レーラン インド日本ビジネス共同委員会 共同代表 等とのランチミーティング
 (三重県) → 産業の強み(トリプルNO.1)、外資企業へのインセンティブ、国際環境技術移転センター(ICETT)を紹介
 (FICCI) → インド産業界において環境対策への取組が求められている。三重県企業とのビジネスに協力したい

【成果】

- ・ インド全土に及ぶ新たなネットワーク(商工省、FICCI などを構築)
- ・ 三重県の強みを生かせるビジネス(環境技術等)の可能性を得る

アセアン・インドミッション概要 (インド・バンガロール) 9/9

覚書を交換する鈴木知事とムカルジー首席次官



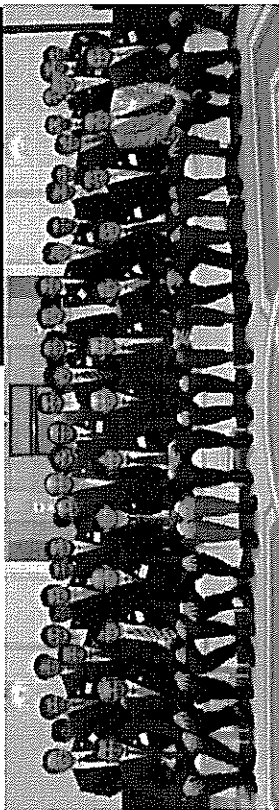
シッタラマイア州首相(写真中央)に記念品交換を行う鈴木知事、写真左は、ムカルジー首席次官



シッタラマイア州首相、鈴木知事、ミッション団との集合写真



バンガロール日本商工会平岡会長と記念品贈呈を行う鈴木知事



バンガロール日本商工会とミッション団の集合写真

●カルナタカ州との産業連携に関する覚書(MOU)締結
カルナタカ州政府を訪問、技術の高度化やビジネス促進に資する産業連携に関する覚書(MOU)を日本の自治体として初めて締結

重点分野: ICT, 自動車、航空宇宙、再生可能エネルギー、医療・製薬、廃棄物・水処理、人材・研究交流など

*カルナタカ州: インド第5の都市、「インドのシリコンバレー」、自動車、航空機、ICT、バイオ等クラスター形成、日系企業271社、外資系R&D施設

●バンガロール日本商工会との意見交換
(平岡会長: トヨタキロロスカオートパートナー社長)

- ・パートナーとしてカルナタカ州を選択したのは良い選択
- ・バンガロール日本商工会も三重県企業の進出を支援(参加者)トヨタキロロスカオートパートナー、トヨタキロロスカモーター、豊田通商インディア、マザーサンシステムズ、ソニーインディアソフトウェアセンター、ホンダモーターサイクル、アマナックインディア、ヨコガワインディア、清水建設インド、トウメイエンジニアリング、近鉄ワールドエクスプレス等

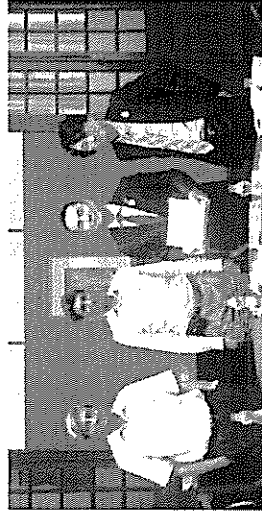
【成果】

- ・成長が見込まれるカルナタカ州との強固なネットワーク(州政府、バンガロール日本商工会等)を構築
- ・9月19日、州首席次官ムカルジー氏が来県し、ビジネスセミナーを開催(津市内)

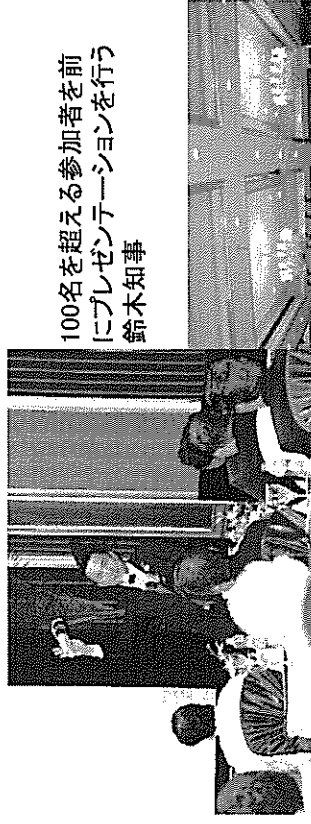
アセアン・インドミッション概要 (インド・バンガロール) 9/10



ジト上級副社長(写真右)と意見交換する鈴木知事(写真左)



記念品交換を行う、写真左からランガラジャン教授(国際交流担当)、クマール学長、鈴木知事、西村三重大学副学長



100名を超える参加者前にプレゼンテーションを行う鈴木知事



ビジネスセミナー会場の風景

●インフォシス社へのトップセールス

「インドのシリコンバレー」を代表するインフォシス社を訪問
ジト上級副社長と会談し、ICT分野の人材交流等について意見
交換、日本の知事として初めて記念植樹

●インド科学大学院大学(IISc)訪問

インドで最も歴史があり、高い研究レベルを誇るインド科学大学
院大学を訪問、アヌラーグ・クマール学長と会談し、三重大学と
の学術連携、人材交流について意見交換

●ビジネスセミナー・交流会

カルナタカ州政府、バンガロール商工会議所、現地企業等100
名を超える参加を得て、ビジネスセミナー・交流会を開催。

- ・バンガロール商工会議所チャンドラマウリー会長挨拶
- ・三重県知事、カルナタカ州ラオ産業コミッション、JETROの
プレゼンテーション
- ・県内企業(㈱スエヒロEPM、㈱東海テクノ、ICEIT)のプレゼン
テーション

【成果】

- ・ インフォシス社、IIScとのネットワーク構築
- ・ 交流会では、参加企業による活発な意見交換が行われ、
具体的な商談やビジネス検討のため三重県への
訪問を希望する企業あり

アセアン・インドミッション概要 (タイ・バンコク/マレーシア・クアラルンプール) 9/11・12



BOI訪問の様子

●タイ投資委員会(BOI)訪問

1. ウドムBOI長官との面談
 - ・タイ政府の新たな投資促進戦略について意見交換
2. BOIビジネスセミナー (経済団)
 - ・タイ政府の投資政策に関するプレゼンテーション
 - ・農産物・食品加工分野での新たな連携の可能性等について意見交換



会談を行うマハ
テイルル元首
相(写真右)と
鈴木知事

●マハテイルル・ビン・モハマド元首相との会談

- 〔第4代マレーシア首相として1981年から2003年までの6期22年間もの長きにわたり、同国の成長において絶大なリーダーシップを発揮〕
- ・ケダ州と三重県との産業連携に向けた交流に期待
- ・伊勢神宮をはじめ観光の魅力の説明に対し、機会があれば三重県を訪問したいとの意向



メディアへのフォトセッションに望む鈴木知事
と伊賀流忍者特殊軍団“阿修罗”の皆さん

●イオンマレーシア「三重県フェア」視察

- ・フェア会場には県内の37事業者から150点に及ぶ三重県のよりすぐりの商品
- ・伊賀特殊忍者軍団“阿修罗”によるPRやフェア出展食材を使用した料理等を紹介

【成果】

- ・ マハテイルル元首相とのネットワーク構築



ミッション実施後のアクション



セミナーにて講演
するムカルジー首
席次官



ワドワ大使(写真左)と
意見交換を行う鈴木
知事



リーディング産業展
でのBOIブースの
様子

【インド】

●2014年9月 ムカルジー・カルナタカ州首席次官来県

- ✓カルナタカ州ビジネスセミナー
同州政府の提案により、9月19日、津市内にて開催
参加者40名
- ✓知事表敬

●2014年11月 駐日インド大使館訪問

- ✓知事がワドワ大使と面談
 - ・ミッションにおける支援に対するお礼
 - ・今後のインドとの産業連携における大使館からの支援、
日本ーバンガロール直行便の開設にかかる意見交換

【タイ】

●2014年11月 BOI、みえリーディング産業展に出展

【マレーシア】

●2015年1月 フォローアップ調査

- ・今後の産業連携に向けて、三重大学、県産業支援センター、
県が訪問して自動車産業の実態調査



TJPO幹部が、台湾企業とともに国内研究会に出席



台湾部会の立ち上げ

● RIT国内研究会

- ・平成25年度より、ジェトロの地域間交流支援(RIT)事業を活用し、台湾との食品加工分野のビジネス交流に取り組みのための国内研究会を立ち上げ
- ・平成26年5月15日には、台日産業連携推進オフィス(TJPO)の幹部らが国内研究会に出席して、県内企業と意見交換にあわせてTJPOが県内企業3社を訪問

● 台湾部会の立ち上げ

- ・これまでRIT国内研究会を通じて得た産業連携の手法をベースに、食品加工分野以外にも幅広く横展開するため、平成26年9月30日には三重県企業国際展開推進協議会の「台湾部会」を立ち上げ
- ・台湾とのビジネスに関心のある県内企業で発足し、第1回は、「台湾と三重県の産業連携推進プラン」について協議

【成果】

- ・TJPOが、県内企業の課題やニーズを直接把握することで、台湾での個別商談会のマッチング精度が向上
- ・三重県とTJPOによる「台湾と三重県の産業連携推進プラン」の署名(台湾部会の協議内容をプランに反映)

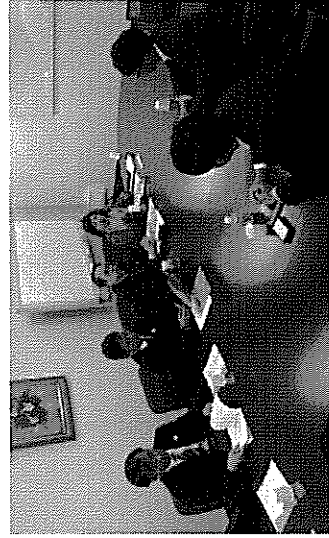
台湾との産業連携（台湾訪問の概要） 2/3



台湾と三重県の産業連携推進プランへの署名



台南市での個別商談会開催(於：南台科技大学)



県内企業に関心を持った台湾企業2社が来県して企業訪問等を実施

- 県内企業グループによる台湾訪問（平成26年6月29日～7月1日）
 - ・企業訪問等による市場調査
 - ・雇用経済部長とTJPOが今後の取組について協議

- 台湾と三重県の産業連携推進プランへの署名
 - ・平成26年11月7日、台湾政府経済部の呉明機工業局長と鈴木知事の立会いのもと、TJPOと三重県が署名プランは、平成24年7月に結んだMOUの内容を具体化し、産業連携の方法やスケジュールまでを明記
 - ・台湾の経済界の要人と知事の意見交換

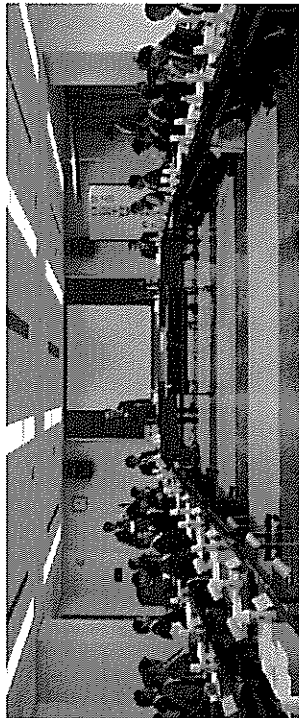
- 台湾での個別商談会（食品加工分野）の開催
 - ・平成26年11月6日（台南市・南台科技大学）
 - ・同7日（台北市・台湾区電機電子工業同業公会）
 - ・2日間にわたり、初めて1対1の個別商談会を実施。
 - ・事前に参加企業のニーズを把握し、TJPO、南台科技大学、ジェトロの連携で適切な商談相手企業をアレンジ

【成果】

- ・台湾との産業連携の「すそ野」と「分野」の拡大に合意
- ・個別商談会では、目的を明確に理解した台湾企業が多数来場し、活発な商談が行われた。
- ・現在も商談後のフォローアップを継続中。うち2社の台湾企業は平成27年1月に来県して企業訪問を実施²



台湾との産業連携（台湾からの来県時の概要） 3/3



第2回日台若手経営者意見交換会(四日市市内)



台湾の若手経営者による県内企業訪問



三重大学と南台科技大学の連携協定締結式

- 第2回日台若手経営者交流会を三重県で開催
 - ・平成25年12月に台湾で開催した第1回に引き続き、平成26年11月には三重県で開催
 - ・日台連携によるグローバル展開について、若手経営者が活発な意見交換が行うとともに、夕食交流会を通じてネットワークを構築
 - ・来県企業が県内企業を訪問して幅広い交流

- 三重大学と南台科技大学の連携協定締結
 - ・日台若手経営者交流会に合わせて、三重大学と南台科技大学(台南市)の連携協定締結式を挙行人材育成や共同研究で、両大学が連携することで、台湾との産学官の連携関係を、「学-学」の面から支援する仕組みを構築

【成果】

- ・台湾機械工業同業公会(TAMI)などの経済団体や、南台科技大学など産業界とのネットワークの強い機関などとの産業連携のネットワークを構築

平成26年度

ふるさと名物応援事業補助金
(地域ネットワーク活用海外展開支援事業)

【公募要領】

受付期間

平成27年1月26日(月)～平成27年2月26日(木)

9:30～17:00(土日祝日を除く)

(持込みでの提出は受け付けておりません。必ず郵送にてご提出下さい。)

※応募書類の提出にあたっては、締切り期限に余裕を持って提出されるようお願い致します。

※本公募は、国会での平成26年度補正予算成立が前提となります。このため、今後、内容等が変更となることもありますので、あらかじめご了承下さい。

(応募書類の提出先及び問い合わせ先)

各経済産業局(沖縄県においては内閣府沖縄総合事務局)

※詳細は、P23を参照して下さい。

※本公募要領は、中小企業庁ホームページ(<http://www.chusho.meti.go.jp/>)からダウンロードできます。平成27年1月
中小企業庁

【目次】

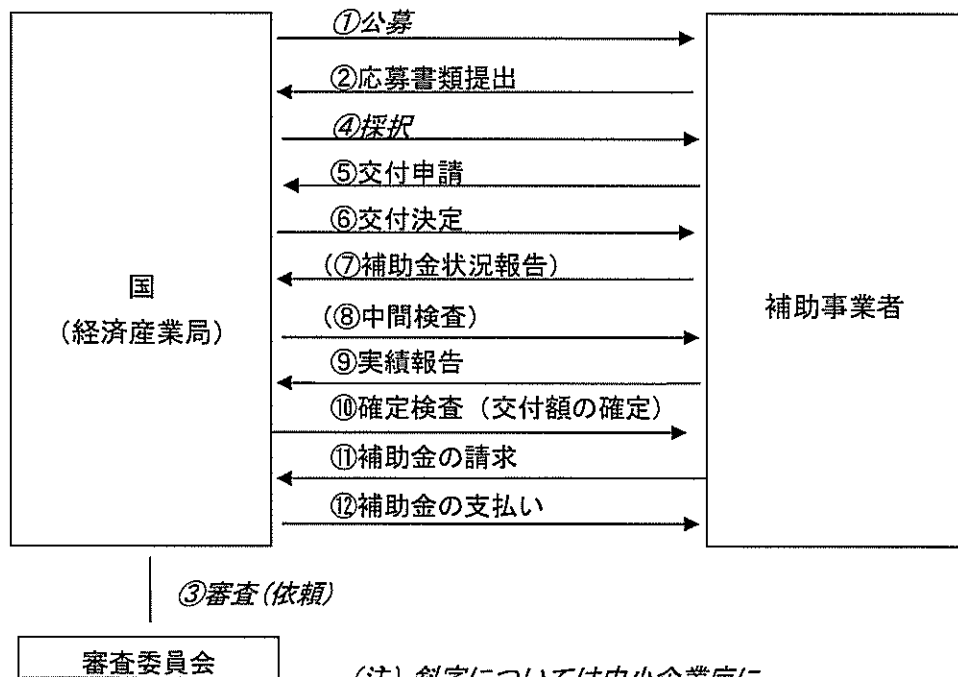
1. 事業の目的	2
2. 事業の流れ	2
3. 事業内容	2
4. 事業実施期間	3
5. 補助対象者	3
6. 補助金交付の要件	5
7. 公募手続き	6
8. 審査・採択等	7
9. 交付決定	7
10. 補助対象経費	8
11. 補助事業者の義務	13
12. その他	14
表1：応募書類	15
表2：審査項目	16
提案書等	18
応募書類提出先及び問い合わせ先	23

1. 事業の目的

本事業は、中小企業等のグループが、地域の支援ネットワーク（注）による支援を受けつつ、各地域の資源や産業等の特色を活かしながら海外展開を目指す事業を支援することにより、中小企業の国際競争力を強化するとともに、全国津々浦々の地域や中小企業・小規模事業者の活性化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的としています。

（注）地域の支援ネットワークとは、補助事業を行う各事業者が所在する地域の商工会や商工会議所、地域金融機関、民間支援機関、自治体などの地域支援機関が地域一体となってビジネス環境整備や情報提供、資金調達などを行う支援ネットワークのこと。

2. 事業の流れ



3. 事業内容

補助対象となる事業は以下の（１）（２）をいずれも満たす必要があります。

- （１）中小企業等がグループとなって、本事業の目的達成のため、情報収集を目的として自ら行う調査、海外への販路拡大を目的としたバイヤー招聘、海外現地のビジネス動向等を把握するための有識者招聘、海外企業とのマッチング、展示会・商談会への出展等の活動により海外展開を目指す事業であること。

- (2) 中小企業が海外展開を目指す上で直面する課題に対して、複数の地域支援機関等による地域ネットワークの支援を受け、課題の解決を目指す事業であること。

4. 事業実施期間

補助事業期間は、交付決定日から平成27年3月31日までとなります。補助事業期間外に行った事業や支払われた経費等については、補助対象となりません。

ただし、正当な理由により期間内に本事業を終了できない場合、本予算の繰越手続きにより認められた範囲で事業実施期間の延長を行うことができます。

5. 補助対象者

- (1) 補助対象者は海外展開を目指す中小企業者（注1）4者以上で構成されるグループとし、この他、以下の者もグループに加えることができます。また、中小企業者に加え以下の者も代表事業者になることができます。（注3）

- ①商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所、商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会又は都道府県商工会連合会
- ②中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する都道府県中小企業団体中央会
- ③中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会
- ④中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に規定する商工組合又は商工組合連合会
- ⑤③又は④以外の、法律に規定する組合又は組合連合会であって、地域中小企業の振興を図る事業の実施主体として適当と認められるもの
- ⑥一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人又は一般財団法人であって、地域中小企業の振興を図る事業の実施主体として適当と認められるもの
- ⑦特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人であって、本事業の実施主体として適当と認められるもの

なお、大企業及びみなし大企業（注2）も上記グループの3分の1を超えない範囲で加わることができます（以下、中小企業者、上記①から⑦の者、大企業及びみなし大企業を「グループ構成員」という。）が、大企業及びみなし大企業の行った事業は補助対象とはなりません。

(注1) 中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体並びに特別の法律によって設立された組合及びその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法第2条に規定する中小企業者である団体をいいます。

(注2) 大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であって、事業を営む者をいいます。ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとします。

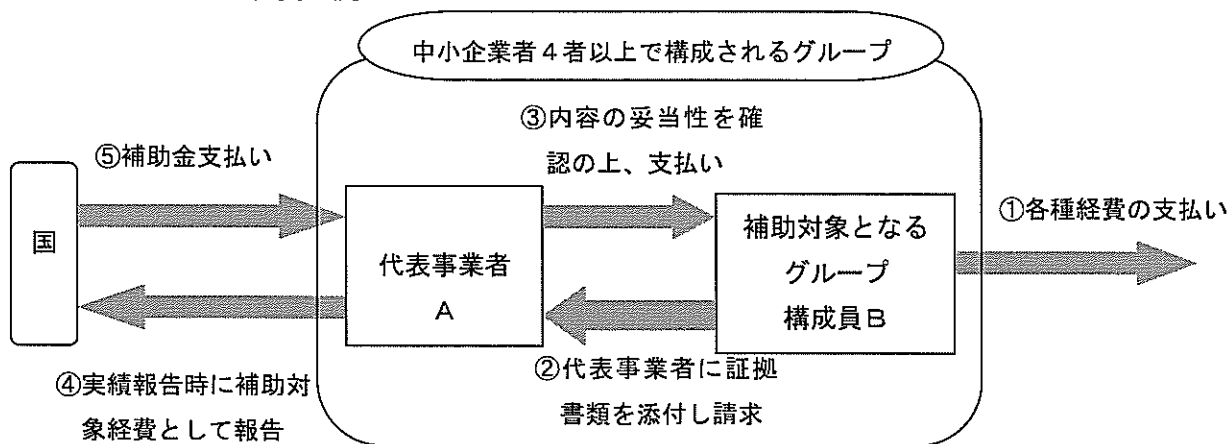
- ・ 中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合

みなし大企業とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ・ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（注2）が所有している中小企業者
- ・ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ・ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(注3) 本事業の申請はグループの代表事業者を決めた上で、代表事業者が申請することとします。なお、代表事業者が行う事業に限らず、補助対象となる他のグループ構成員が行う事業は代表事業者が行う事業として補助対象とすることができます。ただし、補助金を受ける者は代表事業者であるため、代表事業者が支出する経費についてのみ補助の対象となります。例えば、代表事業者以外の者が契約、支払わざるを得ない場合でも、支出した証拠書類（見積書、請求書、納品書等）を添付し、代表事業者に対し請求を行えばこの請求をもって代表事業者が支出する経費として補助対象とすることができます。

<事業者間の経費の流れ>



(2) 「ふるさと名物応援事業補助金（地域ネットワーク活用海外展開支援事業）の交付を受ける者として不適当な者」として、代表事業者及びグループ構成員が次の①から④のいずれにも該当しない者であることが必要です。

- ①法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- ②役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ③役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- ④役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

6. 補助金交付の要件

(1) 補助率及び補助金交付額

補助率は、補助対象経費の2/3以内とします。

ただし、補助金交付額の上限は2,000万円、下限は100万円とします。なお、最終的に補助の対象となる事業の内容及び補助金交付額は、所轄の経済産業局と調整した上で決定することとします。

(2) 補助金の支払時期

補助金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払いとなります。

※事業終了前の支払い（概算払い）が認められる場合は制限されていますのでご注意ください。

(3) 補助金の支払額の確定方法

事業終了後、補助事業者（代表事業者及び他のグループ構成員の交付決定後の総称。以下同じ。）より提出いただく実績報告書に基づき、原則として現地調査を行い、支払額を確定します。

補助金支払額は、補助対象経費のうち実際に支出を要したと認められる費用の合計額に補助率（2/3）を乗じた額であり、かつ、交付決定額の範囲内となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額の妥当性及び事業内容についても厳格に審査し、本事業の条件を満たさない経費については、補助額の対象外となる可能性もあります。

7. 公募手続き

(1) 募集期間

募集開始日：平成27年1月26日（月）

締切日：平成27年2月26日（木）17時必着

(2) 応募書類

表1（P15参照）で定める書類を提出してください。必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。

提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

なお、応募書類は返却しません。機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。

(3) 応募書類の提出先及び問い合わせ先

応募書類の提出先及び問い合わせ先は、代表事業者の主たる事務所の所在地を所轄する経済産業局（沖縄県においては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ）です。（P23

参照)

(4) 応募書類の情報の共有

応募書類に記載された全ての情報については、経済産業省及び経済産業局で共有します。また、代表事業者又はグループ構成員の主たる事務所を含む都道府県等の公的関係機関に対して意見照会を行うことがあります。

8. 審査・採択等

(1) 審査方法

応募書類に基づき、表2（P16参照）で定める審査項目に基づいて、外部有識者等により構成される審査委員会において審査を行います。なお、審査は非公開で行います。

(2) 審査結果の通知及び公表について

審査結果（採択又は不採択）については、後日、所轄の経済産業局から申請者あてに通知します。また、採択となった事業者に対しては、別途補助金に関する交付要綱等をお渡ししますので、当該要綱等に基づき補助金の交付に係る手続きを行っていただきます。その際、計上された補助対象経費については、所轄の経済産業局からの求めに応じて、その内容・信ぴょう性を確認できる書類（見積書、カタログ、仕様書等）の提出を行っていただきます。

なお、採択となった場合には、事業者名、代表者氏名、住所、補助金額、交付年度、補助事業計画名、補助事業概要等を公表することがあります。

(3) その他

- ①同一の事業者が、同一又は類似の内容で本制度以外の国（独立行政法人を含む。）の補助事業や委託事業を併願している場合等には、不合理な重複及び過度な集中を排除するため、重複して採択いたしませんので、ご注意ください。（P19計画書（注2）も参照）
- ②採択された場合であっても、予算の都合等により補助金交付希望金額が減額される場合があります。また、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となる場合があります。

9. 交付決定

採択された申請者が、代表事業者の主たる事務所の所在地を所轄する経済産業局に補助金交付申請書を提出し、それに対して所轄の経済産業局が交付決定通知書を申請者に送付し、その後、事業開始となります。なお、採択決定後から交付決定までの間に、所

轄の経済産業局との協議を経て、事業内容、実施体制、事業規模、金額などに変更が生じる場合があります。また、交付条件を満たさない場合には、交付決定ができない場合もありますのでご了承ください。

なお、交付決定後、補助事業者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

10. 補助対象経費

(1) 補助対象経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

経費区分	内容
事業費	謝金、旅費、会場借上費、展示会出展費、翻訳費、通訳費、借損料、資料購入費、通信運搬費、印刷製本費、雑役務費
委託費	委託費

①謝金

事業遂行に必要な指導・助言等を受けるために依頼した専門家等に謝礼として支払う経費

(注1) 補助事業者又は地域の支援ネットワーク構成員を専門家等として支出の対象にすることはできません。

(注2) 謝金の単価は、その根拠が補助事業者が定める規程等により明確であり、その金額が社会通念上妥当なものである必要があります。

②旅費

事業遂行に必要な情報収集や各種調査を行うため、会議や打合せ等に参加するため及び販路開拓のための旅費として支払う経費。また、専門家、海外からのバイヤー、マッチング企業等を招聘するために旅費として支払う経費

(注1) グリーン車、ビジネスクラス等、特別に付加された料金については補助対象外とします。

(注2) 補助対象となるものは、補助事業者が定める旅費規程等により最も経済的及び合理的な経路により算出されたものであることが必要です。

(注3) 補助事業以外の用務が一連の旅程に含まれる場合は、用務の実態を踏まえ、按分等の方式により補助対象経費と補助対象外経費に区分します。

(注4) 「航空保険料」も補助対象となります。

③会場借上費

事業遂行に必要な商談会や展示会を行うための会場を借り上げるために支払う経費

④展示会出展費

事業遂行に必要な海外用の商品等を商談会や展示会に出展するために支払う経費

(注1) 展示会等出展に必要な「保険料」も補助対象となります。

(注2) 展示会の出展及び出展料等の請求書の発行日又は支払日が補助事業期間中でなければなりません。

⑤翻訳費

事業遂行に必要な翻訳を依頼する場合に支払う経費

⑥通訳費

事業遂行に必要な通訳を依頼する場合に支払う経費

⑦借損料

事業遂行に直接必要な海外での自動車・機器等のリース料・レンタル料として支払う経費

(注) 借用(リース・レンタル)において補助対象となるものは、借用のための見積書、契約書等が確認できるもので、当該年度の補助事業に要する経費のみとなります。

したがって、契約期間が当該年度を越える場合の補助対象経費は、按分等の方式により算出された当該補助事業期間分のみとなります。

⑧資料購入費

事業遂行に必要な不可欠な図書等を購入するために支払う経費

(注) 取得価格(消費税込)が10万円未満のものに限ります。

⑨通信運搬費

事業遂行に必要な打合せや展示会出展等のための郵送料、機器・機材等の運搬のために支払う経費

⑩印刷製本費

事業遂行に必要なパンフレットやポスター等を作成するために支払う経費

(注1) 事業遂行に必要な広報を目的としたものが補助対象であり、単なる会社のPRや営業活動に活用される場合には、補助対象となりません。

(注2) 作成するパンフレットやポスター等は必要最小限にとどめ、補助事業期間中に

は全て配布することを原則とします。補助事業終了時点での未配布分に相当する経費は、補助対象となりません。

⑪雑役務費

事業遂行に必要な業務・事務を補助するために臨時的に雇い入れた者の賃金、交通費として支払う経費

(注1) 雇い入れた者の作業日報等の作成が必要となります。

(注2) 臨時雇い入れと認められない場合には、補助対象となりません。

⑫委託費

事業遂行に必要なユーザーニーズ調査等を行うための経費及び調査員等に対して支払う経費、その他、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託するために支払う経費（自ら実行することが困難な業務に限ります。）

(注1) 委託内容、金額等が明記された契約書を作成し、原則、委託する側である補助事業者に成果物等を帰属させる必要があります。

(注2) 委託先が機器・設備等を購入する費用は補助対象となりません。

(2) 補助対象経費全般にわたる留意事項

①補助事業を行うにあたっては、当該事業について区分経理を行ってください。本事業において補助対象経費となるものは、本事業に使用したものとして明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって支払金額等が確認できるものに限りします。

②補助事業における発注先（委託先）の選定にあたっては、1件あたり10万円以上（税込み）を要するものについては、原則として2社以上から見積をとることが必要となります。ただし、発注（委託）する事業内容の性質上、2社以上の見積をとることが困難な場合は、該当する企業を随意的契約先とすることができます。その場合、当該企業等を随意契約の相手方とするための理由書が必要となります。

③中古品の購入は、原則として、価格設定の適正性が明確でない場合には補助対象となりません。

④以下の経費は、補助対象となりません。

○補助事業者、地域の支援ネットワーク構成員に支払う経費（ただし、グループ構成員が行う事業を代表事業者が行う事業としてグループ構成員に支払う経費は除く（P4（注3）参照））

○人件費（雑役務費は除く）

- 会議開催にかかる会議室借料、茶菓の経費
- 交付決定日前に発注、購入、契約等を実施したもの
- 通常の生産活動のための設備投資費用、パソコンやサーバの購入費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- 電話料金、インターネット利用料金等の通信費
- 販売を目的とした製品・商品等の生産に係る経費
- 商品券等の金券
- コピー代、事務用品等の消耗品代、雑誌・新聞購読料、団体等の会費
- 飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
- 不動産の購入費、車両購入費・修理費・車検費用
- 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- 金融機関などへの振込手数料
- 公租公課（旅費にかかる出入国税を除く。消費税等の扱いについては、P 12（3）参照）
- EUのVAT（付加価値税）等の還付制度が適用され、実際に還付された金額（補助事業終了後に還付された金額を含む）及び還付手続きに係る委託費や手数料
- 各種保険料（旅費にかかる航空保険料、展示会等出展に係るものを除く）
- 借入金などの支払利息及び遅延損害金
- 補助金計画書、応募書類等の作成に係る費用
- 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費

⑤テスト販売等により収入があった場合には補助金を減額します。

⑥テスト販売（※）については、以下の要件をすべて満たす場合に補助対象とします。

※テスト販売とは・・・

補助事業者が試作品を、

- ①展示会等のブース
- ②補助事業者が所有若しくは自ら借り上げた販売スペース
- ③第三者への委託

などを通じ、限定された期間などで不特定多数の人に対して試験的に販売し、商品仕様、顧客の反応等を測定・分析し、改良・修正を加えて本格的な生産・販売活動に繋げるための事業をいいます。

(補助対象の要件)

- テスト販売品の販売期間が概ね1ヶ月以内となるもの。
- テスト販売は、同一の場所及び同一の趣旨で複数回行わないもの。(改良、販売予定価格の改訂をした場合を除く。)
- テスト販売品には「テスト販売価格」などと通常の販売商品とテスト販売品とが区別できるよう、テスト販売品である旨を明記すること。
- 消費者等に対してアンケート等の調査を行い、テスト販売の効果を検証することができるもの。

(3) 補助対象経費からの消費税額の除外について

補助金額に消費税及び地方消費税額(以下、消費税等という。)が含まれている場合、交付要綱に基づき、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を提出していただきます。

これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後におこなった確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、次のとおり取り扱うものとします。

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ②免税事業者である補助事業者
- ③簡易課税事業者である補助事業者
- ④国若しくは地方公共団体(特別会計を設けて事業を行う場合に限る。)、消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者
- ⑤国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者
- ⑥課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

1 1. 補助事業者の義務

本補助金の交付決定を受けた場合は、以下の条件を守らなければなりません。

- (1) 交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合又は補助事業を中止、廃止若しくは他に承継させようとする場合は、事前に所轄の経済産業局長の承認を得なければなりません。
- (2) 補助事業を完了したとき又は中止並びに廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書を作成し、所轄の経済産業局長に提出しなければなりません。
- (3) 補助事業者は、補助事業を完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎会計年度終了後30日以内に本補助事業に係る事業化の状況を所轄の経済産業局長に報告するとともに、補助事業に関係する調査に協力しなければなりません。また、補助事業者が事業化の状況を報告する際には、他のグループ構成員における本補助事業に係る事業化の状況についても調査した上で報告しなければなりません。
- (4) 事業化状況の報告により、補助事業者に、補助事業の成果の事業化による収益が得られたと認められる場合には、その収益の一部を国に納付しなければなりません。(納付額は、補助金額を限度とします。)
- (5) 補助事業者は、「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」(※)に拠った信頼性のある計算書類等の作成及び活用に努めてください。また、補助事業に係る経費については、収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。
※「中小企業の会計に関する基本要領(中小会計要領)」や「中小企業の会計に関する指針(中小会計指針)」の詳細は、中小企業庁ホームページをご参照ください。
<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/youryou/index.htm>
- (6) 補助事業の進捗状況確認のため、所轄の経済産業局が実地検査に入ることがあります。この場合において、補助事業者は実地検査に協力しなければなりません。
また、本事業終了後、会計検査院が実地検査に入ることがあります。この検査により返還命令等の指示がなされた場合は、これに従わなければなりません。

12. その他

- (1) 国からの補助金の支払いについては、通常は補助事業終了後に実績報告書の提出を受け、補助金額の確定後に精算払いとなります。特に必要と認められる場合、年度の途中での事業の進捗状況を確認し、代金の支払いが済んでいることを確認した上で、当該部分に係る補助金が支払われる（概算払い）場合もあります。なお、補助金は経理上、支払いを受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。
- (2) 補助事業終了後の補助金額確定に当たり、補助対象物件や帳簿類の確認ができない場合には、当該確認ができない金額は補助対象外となります。
- (3) 補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。また、補助事業者が実質的に事業を行っていないと認められる場合（例：名義貸しなど）や「表2：審査項目 1. 基礎審査」（P16参照）に記載する要件を満たしていないと認められる場合には、補助金の交付決定後であっても、交付決定を取り消すことがあります。
- (4) 補助事業終了後、補助事業の成果について、必要に応じて補助事業実施者に発表していただくことがあります。

表 1 : 応募書類

応募書類及び提出部数
<p>①ふるさと名物応援事業補助金(地域ネットワーク活用海外展開支援事業)補助事業提案書(正1部、写1部、合計2部)</p> <p>②「別紙1」補助事業計画書(正1部、写1部、合計2部)</p> <p>③「別紙2」事業実施グループの構成について(正1部、写1部、合計2部)</p> <p>④「別紙3-1」経費明細表及び加算審査の確認事項(正1部、写1部、合計2部)</p> <p>⑤「別紙3-2」審査項目「政策的意義」に係る確認票(正1部、写1部、合計2部)(当該確認票を確認するために必要な以下の資料も添付してください。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年と26年における給与総額が分かる資料(源泉徴収簿(票)又は賃金台帳等) ・平成26年における従業員向け教育訓練費支出額が分かる資料(損益計算書又は領収書等) ・平成27年に賃上げ等を実施予定であることが分かる資料等(賃上げ率に係る具体的実施内容 の記載及び代表者印の押印があるもの) <p>※⑤にかかる確認票及び確認資料については、政策的意義(表2(P16参照)の審査項目2.(3))に該当する場合のみ、ご提出ください。</p> <p>⑥申請者の決算書(直近2年間の貸借対照表及び損益計算書。必要に応じ、申請者及びグループ構成員の個別注記表)(正1部)</p> <p>(上記の書類がない設立後2年未満の企業等は、決算書の他に事業計画書及び収支予算書を提出)</p> <p>⑦申請者及びグループ構成員の事業概要が確認できるパンフレット、定款等の写し(1部)</p> <p>⑧事業実施グループ者間で締結した契約等が確認できる書類(様式自由、ただし、代表事業者及びグループ構成員の押印は必要とする。)(写1部)</p> <p>⑨上記②、③及び④のファイル(ワード、エクセル又はPDF)を保存した電子媒体(CD-R)(1部)</p>
<p>【注意事項】</p> <p>※用紙サイズは、原則として日本工業規格A4判の片面印刷とし、決算書・パンフレット・定款など他の応募書類とともに提出してください。</p> <p>※封筒に「ふるさと名物応援事業補助金(地域ネットワーク活用海外展開支援事業)」と朱書きしてください</p> <p>※左上1箇所をクリップ止め(ホチキス止め不可)してください。</p> <p>※CD-Rは、破損が無いようプラスチックケース等に入れてください。</p> <p>※応募書類の返却はいたしません。</p>

表2：審査項目

審査項目
<p>1. 基礎審査</p> <p>次の要件を全て満たすものであること。1つでも要件をみたさない場合には、その申請は失格とし、その後の審査を行いません。</p> <p>(1) 申請者及びグループ構成員が5.(P3～5参照)に定める補助対象者の要件に合致していること</p> <p>(2) 申請内容が1. 事業の目的及び3. 事業内容(P2参照)に沿った内容であること</p> <p>(3) 申請者及びグループ構成員は、補助事業を遂行するために必要な能力を有すること</p> <p>2. 加点審査</p> <p>(1) 事業内容の妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自らの製品や産業の現状・課題、競合地域の動向や進出予定国でのトレンド等について適切な分析がなされているか ・目標及び事業内容が適切であり、かつ具体的であるか ・地域中小企業の海外販路の拡大につながるものであるか ・地域経済の活性化及び地域中小企業の振興に寄与するものであるか ・補助事業終了後も海外展開に向けた取組が継続されるか ・必要経費は、事業内容に照らして妥当であるか <p>(2) 実施体制の妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業を適切に遂行するための経営資源(技術力、経験、ノウハウ、資金調達力、人材等)を有しているか ・中小会計要領や中小会計指針に拠った信頼性のある計算書類が作成されているか^{※1} ・グループ構成員の役割分担は明確かつ適切か ・地域の支援ネットワークへの参加予定機関の多様性はあるか、役割は妥当か。また、補助事業終了後もネットワークの存続が期待できる取組であるか <p>(3) 政策的意義^{※2}</p> <p>ア. 平成26年において、従業員向けの教育訓練費支出総額(外部研修費用、資格取得・技能検定の受験料、定時制高校の授業料などに対する企業による補助総額)が給与支給総額^{※3}の1%以上であるか。</p> <p>イ. 平成26年の給与支給総額が、平成25年と比較して1%以上増加しており、かつ平成27年の給与支給総額を平成26年と比較して増加させる計画があるか。</p> <p>ウ. 平成27年の給与支給総額を平成26年と比較して1%以上増加させる計画があるか。</p>

※1：「中小企業の会計に関する基本要領(中小会計要領)」や「中小企業の会計に関する指針(中小会計指針)」の詳細は、中小企業庁ホームページをご参照ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/youryou/index.htm>

- ※2：政策的意義の項目については、申請者及びグループ構成員のうち対象となり得る企業の半数以上の企業が、ア～ウのいずれかを満たしている場合、審査において考慮します。
- ※3：国内の従業員への支払給与の総額とし、役員給与は含まず、パート・アルバイトへの給与を含みます。また、通常の賃金のほか、残業手当・賞与を含みますが、退職手当は含みません。

平成 27 年度の国際展開事業（案）について

国際展開事業は、「オール三重」で取り組むため、三重県企業国際展開推進協議会等各協議会等の意見も踏まえ、みえ国際展開推進連合協議会において、内容のブラッシュアップを行うこととします。

1 欧州（イタリア・イギリス・フランス）

「食」をテーマにイタリア・ミラノにおいて開催される国際博覧会（万博）において、県が日本館への出展を実施することに合わせ、欧州における新たなネットワークの構築、県内企業の事業展開や販路開拓、欧州からの観光誘客促進等を目的として欧州訪問を実施します。

実施時期（予定）：平成 27 年 6 月 30 日（火）～7 月 8 日（水）

訪問国（都市）：イタリア（ミラノ）、イギリス（ロンドン、バーミンガム）、フランス（パリ、ヴァルドワーズ県）

【イタリア（ミラノ）】

- (1) ミラノ国際博覧会への出展等

【イギリス（ロンドン、バーミンガム）】

- (2) 企業への訪問
- (3) 交流会等の開催

【フランス（パリ、ヴァルドワーズ県）】

- (4) ヴァルドワーズ県とのネットワーク構築（MOU締結を検討）
- (5) 大学、グランゼコール等の高等教育機関とのネットワーク構築
- (6) 企業への訪問
- (7) 交流会等の開催

2 アメリカ

過去 2 年、ボーイング社のあるワシントン州を中心にアメリカを訪問し、産業連携を目的とした自治体間による覚書の締結、人材育成を目的とした高等教育機関による連携や企業交流会の開催など、産学官が協力して環境整備を行ってきました。平成 27 年度においては、具体的なアクションによる成果の創出のため、アメリカ訪問を実施します。

実施時期（予定）：平成 27 年 9 月

訪問国（都市）：アメリカ（シアトル市、サンアントニオ市）

- (1) ビジネス交流会（セミナー、商談会）の開催
- (2) 産業支援機関・企業等の関係機関への訪問

3 台湾

これまでも三重県の国際展開における「重点地域」として取り組み、観光・誘客、県産品の販路拡大、企業間交流など、様々な分野で成果を挙げてきたことから、平成27年度においても、台湾政府・関係機関との関係強化及び取組の深化、発展のため、台湾訪問を実施します。

実施時期（予定）：平成27年12月20日（日）～12月23日（水）

訪問国（都市）：台湾（新北市、高雄市）

- (1) 「TAROKOパーク高雄」オープニングに合わせた三重県フェアの開催
- (2) 商談会等の開催